

町田市民病院ブラストチラー購入仕様書

1. 適用

本仕様書は、「ブラストチラー購入」に適用する。

2. 目的

この契約は、発注者（以下「甲」という。）が、厨房機器であるブラストチラーを受注者（以下「乙」という。）から購入することを目的とする。

3. 履行場所

町田市旭町二丁目 15 番 41 号 町田市民病院厨房内

4. 履行期限

契約締結日から 2024 年 3 月 17 日まで

5. 購入物品仕様

更新機器（参考）

項目	仕様	数量	単位
ブラストチラー&ショックフリーザー (専用コンデンシングユニット付)	本体型式：MF100.1STT 外形寸法：1100×1115×2220 (突起物含む 2400mm) 庫内寸法：500×780×1910 定格電圧：3φ200V 消費電力：1.6kw 冷却方式：吸込式冷機循環方式 庫内殺菌：イオン殺菌 室外機型式：ECOV-D45WA 冷媒：R410A 外形寸法：1150×420×1550 定格電圧：3φ200V 消費電力：6.1kw	1	台
既存機器撤去費	ブラストチラー2台、室外機2台	1	式
新規機器設置費	ブラストチラー1台、室外機1台	1	//
フロンガス回収および充填費		1	//
冷媒配管	既存管撤去および新規管敷設	1	//
電源接続費		1	//

排水接続費		1	//
試運転調整費		1	//
雑材料費		1	//
産業廃棄物処分費		1	//
諸経費		1	//

※詳細仕様

- (1) 既存のトロリーが収納可能であること。
- (2) 最大冷気温度が-40℃以上であること。
- (3) 急速冷却能力（チリング）、急速冷凍能力（フリーズ）の1回の最大収納量が100kg以上であること。（カート含む）
- (4) 冷却、冷凍サイクルプログラムを11種類以上設定可能であること。
- (5) 操作パネルはタッチパネル式であること。
- (6) 安全上庫内は、アール角仕様であること。
- (7) 錆、劣化等を防ぐため、本体のステンレス素材の箇所に関しては、すべてSUS304仕様であること。
- (8) 芯温計が備えられていて、5点方式で計測できること。
- (9) 風量に関しては、5段階以上の設定が可能なこと。
- (10) 庫内はファンを除き、丸洗いが可能であること。
- (11) 冷却および冷凍の各モードにおいて、温度、時間、芯温、ファンのスピードを1～5ステップごとに設定可能なこと。
- (12) 既存のブラストチラーと室外機各2台を撤去し、新規のブラストチラーと室外機各1台を指定の位置に設置すること。
- (13) 既存冷媒管を撤去し、新規冷媒管敷設後、冷媒ガスを充填すること。

6. 納品方法

- (1) 調達対象物品の搬入、据付等のスケジュール及び内容については、担当職員と別途協議の上決定する。
搬入、据付等の作業時間は、平日18:00～4:00までとする。
- (2) 納品は、履行場所に搬入するものとする。
- (3) 梱包材は乙にて回収すること。

7. 一般事項

- (1) 調達対象物品の搬入、設置及び旧物品の搬出、廃棄処分に関しては、すべて受注者が行う。
- (2) 本機器の保証期間は、引き渡し日から1年間とし、故障等が発生した場合は受注者の負担にて、速やかに処置すること。

- (3) 調達対象物品の搬入、据付後、取扱者対象に取扱説明を行うこと。
- (4) 撤去品については、産業廃棄物管理票にて処理処分すること。

8. 車両の使用

契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (3) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

9. 提出書類

受託者は、次の関係書類を提出すること。

- (1) 搬入出、据付スケジュール表 1部
- (2) 取扱説明書 1部
- (3) 作業報告書 1部
- (4) 産業廃棄物管理票

10. 契約代金の支払い

甲は、納入品をもって検査を行い、その結果合格と認めたあと、乙の請求に基づき代金を支払うものとする。

11. 安全対策等

乙は、本契約を履行するにあたり関係法令を遵守し、甲及び第三者に損害を及ぼさないよう安全性の確保に十分留意し、損害を及ぼした場合の一切の費用は乙の責任において速やかに対処すること。

12. 定めのない事項

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて甲・乙が協議して定めるものとする。